

令和3年9月1日

青森県教育委員会第872回定例会

期 日 令和3年9月1日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 陳 情

○県立高等学校教育改革に係る件について 1

3 議 案

○令和3年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する
報告書について 3

4 その他

○青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画(案)に
関する地区懇談会における意見等について 4

5 閉 会

陳情第 1 号

県立高等学校教育改革に係る件について

1 「六ヶ所高等学校の活性化推進に係る検討を求める要望書」の件

- ・提出者住所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475番地
- ・提出者氏名 六ヶ所村長 戸田 衛
- ・受理年月日 令和3年7月29日

2 「六ヶ所高等学校の活性化推進に係る支援を求める意見書」の件

- ・提出者住所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475番地
- ・提出者氏名 六ヶ所村議会議長 高橋 文雄
- ・受理年月日 令和3年7月29日

3 「青森県立大間高等学校存続について」の件

- ・提出者住所 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4
- ・提出者氏名 大間町長 野崎 尚文 外8名
- ・受理年月日 令和3年7月30日

4 「青森県立浪岡高等学校の存続を求める要望書」の件

- ・提出者住所 青森県青森市中央1丁目22番5号
- ・提出者氏名 青森市議会議長 長谷川 章悦
- ・受理年月日 令和3年8月5日

5 「青森県立浪岡高等学校の存続を求める要望書」の件

- ・提出者住所 青森県青森市浪岡大字北中野字上嶋田42番地4
- ・提出者氏名 浪岡高校の存続を求める会会長 山内 栄隆
- ・受理年月日 令和3年8月26日

6 「青森県立大湊高等学校及び青森県立むつ工業高等学校を対象とした統合校案の白紙撤回と再考を求める意見書」の件

- ・提出者住所 青森県むつ市中央1丁目8番1号
- ・提出者氏名 むつ市議会議長 大瀧 次男
- ・受理年月日 令和3年8月27日

7 「青森県立大湊高等学校及び青森県立むつ工業高等学校を対象とした統合校案の白紙撤回と再考を求める意見書」の件

- ・提出者住所 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
- ・提出者氏名 東通村議会議長 丹内 俊範
- ・受理年月日 令和3年8月27日

議案第 1 号

令和 3 年度青森県教育委員会の事務の点検及び 評価に関する報告書について

令和 3 年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書を、
別冊のとおり作成する。

[その他]

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）に関する 地区懇談会における意見等について

1 地区懇談会

■ 実施状況

月日	地区	開催市町村	参加者	発言者	アンケート回答者数
7/14	三八	八戸市	14人	2人	11人
7/16	上北	十和田市	16人	5人	13人
7/19	東青	青森市	85人	18人	36人
7/21	下北	むつ市	91人	15人	61人
7/26	中南	弘前市	18人	5人	14人
7/28	西北	五所川原市	84人	13人	52人
7/30	東青	青森市(旧浪岡町地域)	169人	21人	45人
8/2	下北	むつ市	96人	24人	65人
合 計			573人	103人	297人

※ 参加者の人数は報道機関の人数を除く。

※ 東青地区・西北地区・下北地区において、地区懇談会の追加開催を予定している（実施時期等検討中）。

2 パブリック・コメント

■ 実施期間 令和3年7月8日 ～ 8月16日（40日間）

■ 提出件数 57人 延べ139件の意見

3 陳情

■ 14件

4 地区懇談会における意見等

■ 別冊のとおり

参 考 資 料

第 8 7 2 回定例会（令和 3 年 9 月）

- 陳情第 1 号
県立高等学校教育改革に係る件について P1～P16
- 議案第 1 号
令和 3 年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について P17～P20

青森県教育委員会

教育長 和 嶋 延 寿 様

六ヶ所高等学校の活性化推進に係る
検討を求める要望書



青 森 県 六 ヶ 所 村

六ヶ所高等学校の活性化推進に係る検討を求める要望書

青森県教育委員会は、平成29年7月20日付けで、「青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画」を公表し、社会環境の急速な変化や少子化による生徒数の更なる減少などへ対応するため、統廃合を含めた計画的な学校規模・配置の取組を進めてきたところでございます。同計画では、基本となる学校規模を1学年当たり4学級以上としていることから、統廃合の対象校になるであろう地域では高等学校の存続に対する不安や計画の見直しを求める声が高まっています。

六ヶ所高等学校は、むつ小川原開発計画の進展に伴い地域の中核を担う人材の確保と育成を図るための拠点として昭和53年に開校し、以来、40有余年の長きに渡り、地域の教育の向上と本村の持続的な発展に大きく貢献して参りました。また、この間本村では、スクールバスの運行や大学進学率向上を図るために多額の財政支援を行ってきたところであります。

第1期実施計画において、六ヶ所高等学校は、地域校として位置づけられたことにより地域と一体となった学校運営が求められていることから、地域社会の理解と魅力ある学校づくりを目指した教育環境の整備に取り組んできたところであり、地域における教育機関としての使命を十分に果たしているものと考えています。

一方では、多様化する社会環境や少子化などの影響により他地域と同様に一定規模の生徒数を確保するため、村外へのスクールバスの運行等を行っているものの、地域校としての存続すら危ぶまれる事が想像に難くない状況であり、生徒の進路選択と学ぶ場を狭めるだけではなく、地域社会への影響も懸念されるところです。

よって、六ヶ所高等学校設立の目的に鑑み、生徒の安定確保の観点から、以下に掲げる事項について取り組むよう要望します。

1. 六ヶ所村の特性を考慮した総合学科（エネルギー専門コース等の新設）への再編を検討すること。
2. 六ヶ所高等学校の活性化を推進するための具体策の検討を行うこと。
(募集定員70名と2学級編成の維持)

令和3年7月29日

青森県教育委員会

教育長 和嶋 延寿 様

六ヶ所村長 戸 田



青森県教育委員会

教育長 和 嶋 延 寿 様

六ヶ所高等学校の活性化推進に係る
支援を求める意見書



青森県六ヶ所村議会

六ヶ所高等学校の活性化推進に係る支援を求める意見書

青森県教育委員会は、平成29年7月20日付けで、「青森県高等学校教育改革推進計画（第1期実施計画）」を公表し、社会環境の急速な変化や少子化による生徒数の更なる減少などへ対応するため、適正な学校規模・配置の見直しと統廃合を含めた再編整備を進めてきたところでございます。同推進計画では、1学年の標準規模を4学級以上としていることから、統廃合の対象校になるであろう地域では高等学校の存続に対する不安や計画の見直しを求める声が高まっています。

六ヶ所高等学校は、むつ小川原開発計画の進展に伴い地域の中核を担う人材の確保と育成を図るための拠点として昭和53年に開校し、以来、40有余年の長きに渡り、地域の教育の向上と本村の持続的な発展に大きく貢献して参りました。また、この間本村では、スクールバスの運行や大学進学率向上を図るために多額の財政支援を行ってきたところであります。

第1期実施計画において、六ヶ所高等学校は、地域校として位置づけられたことにより地域と一体となった学校運営が求められていることから、地域社会の理解と魅力ある学校づくりを目指した教育環境の整備に取り組んできたところであり、地域における教育機関としての使命を十分に果たしているものと考えています。

一方では、多様化する社会環境や少子化などの影響により他地域と同様に一定規模の生徒数を確保するため、村外へのスクールバスの運行等を行っているものの、地域校としての存続すら危ぶまれる事が想像に難くない状況であり、生徒の進路選択と学ぶ場を狭めるだけでなく、地域社会への影響も懸念されるところです。

よって、六ヶ所高等学校設立の目途に鑑み、生徒の安定確保の観点から、以下に掲げる事項について取り組むよう要望します。

1. 六ヶ所村の特性を考慮した総合学科（エネルギー専門コース等の新設）への再編を検討すること。
2. 六ヶ所高等学校の活性化を推進するための具体策の検討を行うこと。
(募集定員70名と2学級編成の維持)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 7月29日

青森県教育委員会

教育長 和嶋 延寿 様

六ヶ所村議会議長 高橋 文雄



青森県教育委員会

教育長 和 嶋 延 寿 殿

要 望 書

青森県立大間高等学校存続について



大間町・風間浦村・佐井村

青森県立大間高等学校存続について

青森県立大間高等学校は、昭和50年に地域住民の熱い願いと関係各位の悲願のもと設立された北通り地域唯一の高等学校であり、高校教育の充実、発展に寄与されてきました。

近年、当地域においても少子化が進んでいる中で、高等学校への進学率は高いものの、大間高等学校への入学者数は減少しているところであります。

また、当地域は公共交通の利便性が悪いため、近隣のおつ市には県立高等学校が3校あるものの通学には厳しい環境にあります。

つきましては、青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画において、以下の事項につきまして当地域の実情を勘案していただき、大間高等学校存続のため特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 地域校に課される2学級維持の基準及び募集停止となる、入学者数の緩和及び地域生徒数に応じた柔軟な対応について、特段のご配慮をお願いいたします。

2. 入学者を増やす取り組みとして
 - ①新しい学科の創設又は各種資格取得が可能な授業の充実。
 - ②地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業の展開。

令和3年7月30日

大間町長

野崎尚文



風間浦村長

富岡宏



佐井村長

樋口秀視



大間町議会議長

石戸秀雄



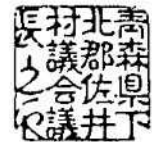
風間浦村議会議長

杉山太



佐井村議会議長

竹内修



大間町教育委員会

教育長

佐藤桂一



風間浦村教育委員会

教育長

越膳泰彦



佐井村教育委員会

教育長

内山祐三



青森県立浪岡高等学校の存続を求める

要 望 書

青 森 市 議 会



青森県立浪岡高等学校の存続を求める要望書

先般、青森県教育委員会が公表した「青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）」の中で、青森県立浪岡高等学校（以下「浪岡高校」という。）は、青森県立青森西高等学校との新たな統合校の開校により、令和10年度末をもって閉校されることが示されました。

浪岡高校は、昭和5年に創立されて以来、これまで1万2千名を超える卒業生を輩出しており、令和2年度には創立90周年を迎えた歴史と伝統のある高等学校であり、浪岡北畠まつりでの同校によるねぶた運行をはじめ、りんご花まつりや地元ボランティア活動など、地域が主催する祭りやイベントなどに積極的に参画しており、浪岡地区のまちづくりにおいては、重要な役割を担っております。

また、地域の風物詩として平成2年から継続している同校の空き缶壁画は昨年で31回を数えますが、制作に欠かすことのできない空き缶は、地域の方々が毎日のように提供してくれたものであり、まさに地域と一体になって作り上げている学校行事として、地域の活性化に欠かすことのできないものとなっております。

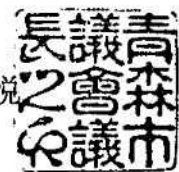
第2期計画（案）に関する地区懇談会においては、令和3年7月19日の青森地区開催では80名を超える、そして7月30日の浪岡地区開催では170名ほどの浪岡高校の関係者や地域住民などが集まり存続を強く訴えるなど、地域でも閉校への反対熱が一気に高まっているところであります。

若年層の減少は、地域の振興発展に多大な影響を与えるものであり、浪岡地区の人材育成や地域の活力を維持する上で、浪岡高校の閉校は看過できないものであることから、同校を存続させるよう第2期実施計画（案）の再考を強く要望いたします。

令和3年8月5日

青森県教育委員会教育長 和島 延寿 様

青森市議会議員 長谷川 章 悦



青森県立浪岡高等学校の存続を求める

要 望 書



浪岡高校の存続を求める会

要 望 書

青森県教育委員会が公表した「青森県立高等学校教育改革推進計画 第2期実施計画（案）」において、浪岡地区唯一の高等学校である青森県立浪岡高等学校（以下「浪岡高校」）は、青森県立青森西高等学校と統合となり、令和10年度をもって閉校するとされています。

浪岡高校は、令和2年度に創立90周年を迎えた歴史のある学校であり、近年は、浪高祭の恒例イベントである「空き缶壁画」の活動を通じ、循環型社会の形成と地域の社会福祉に貢献したことを評価され、平成29年度には循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰を受賞しているほか、同校バドミントン部においては、全国大会で団体・個人とも優勝するなど、輝かしい成績も残しています。


また、地域の祭りやボランティア活動への積極的な参加など、これまで地域とともに歩んできた地域に無くてはならない唯一の高校であります。

今回の青森県教育委員会による浪岡高校の閉校計画案は、地域の活性化に逆行するものであり、本市のみならず、弘前市、黒石市等の周辺地域から入学する生徒をはじめ、同校バドミントン部へ入部を希望し、全国から集まってくる生徒の受け皿を失うこととなることから、地元として到底受け入れられるものではありません。

そこで、私達は、青森県教育委員会が公表した浪岡高校を閉校する計画案に反対し、同校の存続について7,068人分の署名を添えて強く要望するものです。

令和3年8月26日

青森県教育委員会教育長 和嶋 延寿 様

浪岡高校の存続を求める
会 長 山 内 栄 

青森県教育委員会教育長

和 嶋 延 寿 様

青森県立大湊高等学校及び青森県立むつ工業
高等学校を対象とした統合校案の白紙撤回と

再考を求める意見書



青森県むつ市議会

青森県立大湊高等学校及び青森県立むつ工業 高等学校を対象とした統合校案の白紙撤回と 再考を求める意見書

青森県では、県立高校教育改革の推進にあたり、県の有識者で構成する青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議からの報告等を踏まえ、将来、高等教育を受けることとなる子どもたちのための教育環境の整備や地域の実情について検討し、県立高校の再編や全国からの生徒募集の導入等について取りまとめた、「青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）」を、令和3年7月7日に公表した。

この実施計画によると、下北地域においては中学校卒業生数の見込みが、令和5年度から9年度の間114人減少し、将来、高等教育を受けることとなる子供たちの教育環境について、4つの学校配置シミュレーションを提示、検討した結果、大湊高校とむつ工業高校を統合対象校とし、総合学科3学級と工業科2学級の下北地区統合校として、令和9年度にむつ工業高校の校地に新たに整備するとの計画である。

この計画の公表に向けては、下北地域において3度の地区意見交換会を開催し、その意見を参考に検討したとのことだが、最終的に、今回の統合案に至った経緯について全く説明がなく、また、地区意見交換会から4か月にも満たないあまりにも短い期間で公表となったことについては、そのプロセスに疑念を抱かざるを得ないものである。

大湊高校は、昭和23年に開校し、現在は、進学から就職まで選択の幅が大きい総合学科の学校となり、また、下北から甲子園を目指している野球部やオリンピック選手を輩出した陸上部など、部活動も盛んである。昭和62年には脇野沢分校、令和2年には川内校舎と統合し、眼下に美しい芦崎湾を望む日本一景色のいい環境で、

地域に愛され、特色のある有意義な教育活動を展開している。

また、むつ工業高校は昭和39年の開校以来、下北半島の産業経済の振興と発展と共に地元出身の技術者の育成を目的に歩んできた歴史がある。霊峰清き恐山、波静かなるむつの湾、そして釜臥山を望む環境のもと、文武両道に励み、郷土を愛する人間性豊かな多くの卒業生が当市の経済を支えているといっても過言ではない。

ここ下北地域においては、地域が学校を支え学校にも支えられて共に歩みを進め、各学校においても、それぞれが特色を出しながら地域の応援を得て成長してきた歴史がある。

今回、この歴史ある2校の統合案については、地域が望む子供たちの成長の姿とあるべき高校の姿、また、学校とまちづくりの姿が全く見えておらず、学校の歴史や実績を軽視したものであり、地域での議論や検討なくして決定されるべきものではない。

また、この度の「令和3年8月9日むつ市・風間浦村豪雨災害」は下北地域に甚大な被害を及ぼし、被災の状況を考えると話し合いの場を持つことすら困難な状況である。

よって、私たちは今回公表された「青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画(案)」の「下北地区の学校規模・配置」における、大湊高校とむつ工業高校を統合対象校とする案の白紙撤回を求め、今後、下北地域の子どもたちの将来のビジョンと共に、歴史ある両校の存続と未来ある教育環境の変革について、地域合意を十分に尊重して進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月24日

むつ市議会議長 大 瀧 次



青森県立大湊高等学校及び青森県立むつ工業高等学校を対象とした 統合校案の白紙撤回と再考を求める意見書

青森県では、県立高校教育改革の推進にあたり、県の有識者で構成する青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議からの報告等を踏まえ、将来、高等教育を受けることとなる子供たちのための教育環境の整備や地域の実情について検討し、県立高校の再編や全国からの生徒募集等についてとりまとめた、「青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）」を、令和3年7月7日に公表した。

この実施計画によると、下北地域においては中学校卒業生数の見込みが、令和5年度から令和9年度の間114人減少することから、将来、高等学校を受けることとなる子供たちの教育環境について、4つの学校配置シミュレーションを提示、検討した結果、大湊高等学校とむつ工業高等学校を統合対象校とし、総合学科3学級と工業科2学級の下北地区統合校として、令和9年度にむつ工業高等学校の校地に新たに整備するとの計画である。

この計画の公表に向けては、下北地域において3回の地区意見交換会を開催し、その意見を参考に検討したとのことだが、最終的に今回の統合案に至った経緯について全く説明がなく、また、地区意見交換会から4カ月にも満たない、あまりにも短期間で公表となったことについては、そのプロセスに疑念を抱かざるを得ないものである。

大湊高校は、昭和23年に開校し、現在は、進学から就職まで選択の幅が広い総合学科の高校となった。中でも部活動においては、野球部が県内では上位の実力校となり、陸上部においてはオリンピック選手を輩出するなど、輝かしい実績と伝統を誇っている。

また、むつ工業高校は昭和39年の開校以来、下北の産業経済の発展とともに、技術者の育成を目的に歩んできた歴史があり、文武両道に励み、郷土を愛する人間性豊かな、多くの卒業生を送り出し、多岐にわたり活躍している。

今回、この歴史ある2校の統合案については、地域が望む子供たちの成長の姿と、あるべき高等学校の姿並びに高等学校の歴史や実績を軽視したものであり、地域での議論や討論なくして決定されるものではないと考える。

よって、東通村議会は、今回公表された「青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）」の「下北地区の学校規模・配置」における、大湊高校とむつ工業高校を統合対象校とする案の白紙撤回を求めるものであり、歴史ある両高校の存続及び教育環境の変革について、地域合意を十分に尊重して進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月27日

東通村議会議長 丹内俊範



青森県教育委員会 教育長 和嶋延寿様



青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第一 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第二 教育委員会は、毎年、前年度の教育に関する事務が青森県教育施策の方針に基づいて適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第三 教育委員会は、点検及び評価についての客観性を確保するため、点検及び評価の実施方法並びにその内容等について意見を聴取するなど、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

(点検及び評価の結果の活用)

第四 点検及び評価の結果は、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(県議会への報告等)

第五 点検及び評価の結果については、報告書を作成して県議会へ提出するとともに公表するものとする。

(その他)

第六 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十年五月七日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱第一中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十七条」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十七条」とする。

青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要領

平成20年5月7日	制	定
平成21年4月30日	一	部改正
平成26年6月20日	一	部改正
令和元年6月3日	一	部改正

(趣旨)

第1 この要領は、青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2 点検及び評価の対象は、青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（平成31年1月9日決定）に掲げる施策とする。

(点検及び評価の手続き)

第3 点検及び評価の手続きは、政策点検（青森県政策点検の実施に関する要綱（平成21年2月25日制定）に基づく政策点検をいう。）の例によるものとする。

(学識経験者)

第4 要綱第3に規定する教育に関する学識経験を有する者は、青森県総合計画審議会（青森県附属機関等に関する条例（昭和36年1月条例第14号）の規定に基づき設置されたものをいう。）とする。

(報告書の作成)

第5 教育長は、この要領に基づき実施した点検及び評価の結果に関する報告書の案を作成し、教育委員会に提出する。

(県議会への報告時期等)

第6 点検及び評価の結果に関する報告書は、作成後、すみやかに県議会に提出するとともに、県のホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成20年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月20日から施行し、平成26年度に実施する点検及び評価から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月3日から施行し、令和元年度に実施する点検及び評価から適用する。